

情報案内

役場開庁時間 8:45 ~ 17:30
(土・日曜・祝日除く)

町民課
〒47-2203
役場1階 税の係
窓1番 ☎47-2193

墓碑までの除雪を

町では、彼岸前に町内の各墓地の主な通路を除雪しますが、お参りする墓碑までの除雪は、各自でお願いいたします。なお、供物は、カラスやキツネなどが食い散らかしますので、必ず持ち帰ってください。

町民課環境衛生係
町道民税の申告は
3月17日まで

所得が少ないために、所得税の申告をしない方も、町道民税の申告が必要です。

給与所得の方は、給与源泉徴収票や生命保険料、損害保険料、医療費などの領収書と印鑑、事業所得の方は、売り上げや必要経費などの分かる書類を持参し、3月17日(月)までに町民課町民税係へお越しください。給与所得者で年末調整をした方や所得税の確定申告をした方は、町道民税の申告は必要ありません。

17時30分～20時30分
閉庁日窓口
3月15日(土)16日(日)
10時～16時
※夜間および閉庁日の特設窓口は北見税務署では開設していませんのでご注意ください。なお、特設窓口開設期間において、納税相談および町税や使用料などの収納窓口も開設していただきますので、併せてご利用ください。

所得税の申告はお早めに
平成25年分の所得税・贈与税の申告の相談および申告書の受け付けは、3月17日(月)、消費税および地方消費税(個人事業者)の確定申告の相談および申告書の受け付けは3月31日(月)までです。

道税の滞納処分強化月間
3月は「滞納処分強化月間」です。自動車税・個人事業税・不動産取得税など、すべての道税の滞納整理を行いますので、まだ納税されていない方は、至急納めてください。

消費税の申告義務のある方は、平成25年分の課税売上高が1,000万円以下でも申告は必要です。「確定申告の手引き」などを参考に、自分で作成し、早めに提出(郵送も可)してください。
役場町民課で、所得税確定申告の夜間および閉庁日の特設窓口を開設します。
夜間窓口
3月10日(月)～14日(金)

福祉保健課
総合福祉センター 窓口7番
☎47-5555
訪問リハビリ支援
町では病気や事故による後遺症やまひ、ひざ関節症

や腰痛、高齢による足腰の筋力低下などがみられ、日常生活に支障のある方、また身体症状の悪化を防ぐことを希望される方を対象に、作業療法士による訪問リハビリ支援を行います。

掛付け金
月額1口9,300円(加入時23,300円(加入時の年齢で異なります))
給付内容 1口加入で月額2万円(2口まで)
その他 掛付け金は所得税、地方税とも全額所得控除されます

町民課
○と き 4月15日(火)
○ところ 希望される場所(自宅・総合福祉センターなど)で実施します
○定員 4～5人
○スタッフ 作業療法士(北見赤十字病院)、保健師
○料金 無料
○申込み 4月1日(火)までに福祉保健課高齢者支援係

有料道路障害者割引制度
身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、手帳を料金所で提示するだけで有料道路の割引を受けることができますが、事前の登録が必要となります。

心身障害者扶養
共済制度をご利用ですか
障がいのある方を扶養し

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、手帳を料金所で提示するだけで有料道路の割引を受けることができますが、事前の登録が必要となります。

らしいの

インフォメーション

旅客鉄道株式会社旅客運賃減額第1種の身体障害者手帳・判定Aの療育手帳をお持ちの方は、ご本人が運転もしくは車に同乗している場合

上下水道課
役場1階 窓口5番
☎47-2118
水道の使用開始・中止の届け出を
営農用などを目的に散水栓を設置されている方に、

医療機関で、子宮がん・乳がん検診を受けることができます。
■実施期間 3月31日(月)まで

医療機関での子宮がん・乳がん検診を実施

対象および自己負担額	検診の種類	対象者	自己負担額
子宮がん検診	子宮頸部がん検診	今年度20歳以上となる女性	1,500円
	子宮体部がん検診	子宮頸部がん検診を受診された方で、不正出血などの症状のある方など	1,000円 (病院での支払い)
乳がん検診	視触診	今年度30歳～39歳となる女性	1,000円
	視触診・マンモグラフィ併用(2方向)	今年度40歳～49歳となる女性	3,000円
	視触診・マンモグラフィ併用(1方向)	今年度50歳以上となる女性	2,500円

※昨年度、乳がん検診(視触診・マンモグラフィ併用検診)を受診された方は対象外となります。

■申込み問合せ 福祉保健課健康増進係 (☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

使用期間の実態に合わせた水道料金を負担していただいています。
使用開始および使用中に当たっては、あらかじめ町に届け出が必要のため、直接、役場上下水道課で手続きを行うか、電話での手続きも受けていますので、必ず使用開始・中止時の届け出を行ってください。
転出・転居および使用者変更の場合も、届け出が必要ですので、忘れずに行ってください。

学校	貸付月額	修学年限	償還期間	
高等学校	全日制	15,000円	3年	6年
	定時制	15,000円	4年	8年
高等専門学校	第1～第3学年	15,000円	3年	9年
	第4～第5学年	30,000円	2年	
専修学校	高等課程	15,000円	3年	6年
	専門課程	30,000円	2年	5年
大学	短期大学	30,000円	2年	5年
	大学	30,000円	4年	10年

公民館利用は早めにご相談を

公民館で行事などを行う場合は、早めに公民館までご連絡ください。
公民館の利用申請の受け付けは、3か月前からです。(例=4月10日に申し込みができるのは7月31日まで)
○問合せ 公民館 (☎47-2121)

奨学資金を貸し付け

平成26年度に学校に入学または、在学している方を対象に、奨学資金の貸し付けを行います。
■申込み
3月31日(月)までに教育委員会管理課 (☎47-2122 役場2階 窓口14番)